

伊藤 見富法律事務所

モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所

(外国法共同事業事務所)

I&M ニュースレター

2010年1月

執筆者 [弁護士 穂高 弥生子](#)
[弁護士 川中 浩平](#)

このニュースレターがご提供する情報は一般的なもので、いかなる個別の事案に対しても適用されることを保証したり、解決を提供するものではありません。具体的な事案においては、当該事案に対する個別の法的助言なくして、ご判断をなされないようお願い申し上げます。

独立役員の選任義務化等に関する東京証券取引所における新たな規制の概要

平成21年は、経済産業省の企業統治研究会による平成21年6月17日付「企業統治研究会報告書」や、金融庁の金融審議会金融分科会による同日付「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」に見られるように、コーポレート・ガバナンス改革に向けた極めて重要な報告・提言が複数行われた年であった。これらを踏まえ、平成21年12月22日、東京証券取引所（「東証」）から、有価証券上場規程、有価証券上場規程施行規則及び上場管理等に関するガイドライン等の一部改正が発表され（平成21年12月30日施行）、独立役員の選任義務化及びその開示等が上場会社に求められることとなった。

今回の有価証券上場規程等の改正には、適時開示制度の見直しや国際会計基準（IFRS）導入に向けた体制の整備等、他にも注目すべき内容が含まれるが、それは別の機会に譲るとして、本ニュースレターでは、実務上の影響が最も大きいと思われる、上場会社における独立役員の選任義務化等に関する改正に的を絞って取り上げることとする。以下、改正の三本柱である①コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実、②独立役員の選任義務化、③独立役員に関する開示、に分けて概説する。

① コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実

規制内容	留意点
<p>(1) 自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を「コーポレート・ガバナンス報告書」で開示する。¹</p>	<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンス体制の状況に加えて、新たに、その体制を選択する理由の開示を求めるものである。 趣旨＝自社のガバナンス体制を会社としてどのように捉えているのかについて株主・投資者へ説明する仕組みを導入することで、上場会社に対してガバナンス体制の実効性について再度検討する機会を提供し、ガバナンスの充実に向けた一助となることを期待すること² (i)委員会設置会社化、(ii)社外取締役を中心とした取締役会の構成、(iii)社外取締役の選任と監査役会等との連携、といった、株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいとされるモデルとなっているかを踏まえて記載する必要がある。³
<p>(2) 社外取締役を導入している場合は、社外取締役の役割・機能に関する記載を行う必要があり、社外取締役を置いていない場合は、コーポレート・ガバナンス体制の整備・実行に係る独自の取組みの内容について開示を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一律に社外取締役を上場会社に確保することを求めたものではなく、むしろ、社外取締役の確保が進んでいない現状に配慮したものである。 社外取締役を置いていない場合、例えば、社外監査役による監査を実施していることも考えられるが、その場合は、取締役と監査役では法的にも役割が異なる部分があることを踏まえて、その差異を含めて社外取締役に期待される機能を代替する仕組みの内容について記載する必要がある。⁴ この点、監査役には取締役会における議決権がない等、取締役と監査役の権限には明確な差があり、社外取締役に期待される機能を社外監査役を導入することで完全に代替することは困難と思われることからすれば、開示を通じて間接的に、独立役員として社外取締役を導入する方向に誘導しているとも考えられる。
<p>(3) 監査役の機能強化に関する取組状況について具体的に記載する必要がある(監査役監査を支える人材・体制の確保状況、独立性の高い社外監査役の選任状況、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況等)。⁵</p>	
<p>(4) 全ての上場会社は、自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成 22 年 3 月 31 日までに東証に提出する必要がある。⁶</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東証は、記載例集を作成することを検討しているとのことである。⁷

1 施行規則第 211 条第 6 項第 2 号、第 226 条第 6 項第 2 号

2 パブコメ項番 2

3 記載要領 9 頁

4 記載要領 7 頁

5 記載要領 10 頁

6 施行規則付則第 5 項

7 パブコメ項番 4

② 独立役員の選任義務化

規制内容	留意点
<p>(1) 一般株主保護のため、社外取締役・社外監査役の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として1人以上確保する必要がある。⁸ 適用開始時期は、平成22年3月1日以降に終了する事業年度にかかる定時株主総会（3月決算の会社の場合、平成22年6月の定時株主総会）の翌日以降。⁹</p> <p>(2) 違反した場合は実効性確保措置の対象となる。 実効性確保措置の適用開始時期は、原則として、平成23年3月1日以降に終了する事業年度に係る定時株主総会（平成23年6月の定時株主総会）の翌日以降。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一般株主と利益相反が生じるおそれが「高くない」者では足りない。「おそれのない者」である必要がある。 • 上場会社として最低限満たすべきコーポレート・ガバナンスのミニマム・スタンダードであり¹⁰、独立役員を複数名確保することがむしろ望ましい。 • 独立役員が任期中で不在となった場合の取扱い¹¹ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 独立役員届出書を東証に提出する。 ➢ コーポレート・ガバナンス報告書において不在となった旨を開示する。 ➢ 東証は、独立役員が不在となった理由や独立役員にかかる届出の状況を考慮し、実効性確保手段の適用対象とするかを判断する。
<p>(3) 独立役員候補者が、上場会社の経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、上場会社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる場合には、東証に対して事前相談を行う必要がある。 一般株主と利益相反の生じるおそれが高いと東証が判断する基準は、下記のとおり、ガイドライン（III 5.(3)の2）に明記されており、独立役員候補者がこれに該当する場合には事前相談が必要となるが、該当しない場合は事前相談を行う必要はない。¹²</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者¹³</p> <p>b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者</p> <p>c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「主要な」「多額の」といった抽象的概念については、各上場会社の会社法等の実務における判断基準に基づき、これにあたらないと判断した場合は、事前相談を行う必要はない。¹⁴ なお、東証は、各社の判断基準についてもコーポレート・ガバナンス報告書において開示するよう誘導していると考えられる。¹⁵

⁸ 規程第436条の2

⁹ 規程付則第4項

¹⁰ パブコメ項番13

¹¹ パブコメ項番12

¹² パブコメ項番7

¹³ ここでの業務執行者は、会社法施行規則第2条第3項第6号に定めるものをいう。以下同じ。

¹⁴ パブコメ項番10

¹⁵ パブコメ項番10において、「「主要な」「多額の」といった各社の判断基準については、一般論としては、コーポレート・ガバナンス報告書における開示において、必要に応じて開示していただくことにも意味があるものと考えられます。」とされている。

<p>会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）</p> <p>d 最近において a から前 c までに該当していた者</p> <p>e 次の（a）から（c）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</p> <p>（a） a から前 d までに掲げる者</p> <p>（b） 当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）を含む。）</p> <p>（c） 最近において前（b）に該当していた者</p>	
<p>(3) 独立役員に関して記載した「独立役員届出書」を東証に提出する必要がある（なお、提出された独立役員届出書は公衆の縦覧に供される。）。¹⁶</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提出された独立役員届出書が公衆の縦覧に供されることにより、独立役員の独立性・適格性について上場会社と株主・投資者等との間で対話が行なわれることが期待されている。 東証は、独立役員届出書の記載内容に基づき、独立役員の適格性を判断するようである。¹⁷
<p>(4) 独立役員の異動（新任、退任、属性の変更）が生じる場合には、原則として、異動の2週間前までに東証に届出を行う必要がある。¹⁸</p>	<ul style="list-style-type: none"> 異動の内容に応じて、東証に対して事前相談を行う必要が生じるケースがある。
<p>(5) 全ての上場会社は、独立役員の確保の状況について記載された「独立役員届出書」を、平成22年3月31日までに東証に提出する必要がある。¹⁹</p>	

③ 独立役員に関する開示	
規制内容	留意点
<p>(1) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、下記の a から e までのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。）を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示する必要がある。²⁰</p>	<ul style="list-style-type: none"> (i)コーポレート・ガバナンス報告書への指定理由の開示にあたって、一定の者を独立役員に指定する場合にその事実を踏まえて指定理由を開示することが求めていること、(ii)独立役員届出書の記載内容により独立役員としての適格性が判断されること等からすれば、東証は、開示を通じて間接的に、独立性が疑われる者を独立役員に指定することを避けるよう

¹⁶ 施行規則第 436 条の 2 第 1 項

¹⁷ 平成 21 年 10 月 29 日付東証社長記者会見における斉藤社長の発言

¹⁸ 施行規則第 436 条の 2 第 2 項

¹⁹ 施行規則付則第 11 項

²⁰ 施行規則第 211 条第 6 項第 5 号、第 226 条第 6 項第 5 号

<p style="text-align: center;">記</p> <p>a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）</p> <p>b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等</p> <p>c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）</p> <p>d 当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。）</p> <p>e 次の（a）又は（b）に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</p> <p style="padding-left: 20px;">（a） a から前 d までに掲げる者</p> <p style="padding-left: 20px;">（b） 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）</p>	<p>に誘導しているとも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン（Ⅲ 5.(3)の 2）における基準とは異なっている。 ● 「主要な取引先」、「多額の金銭その他の財産」、「重要でないもの」等の取り扱いについては、社外取締役・社外監査役選任議案に関する株主総会参考書類上の記載に係る実務運用と同水準のものとして整理されており²¹、各上場会社における実務上の取扱いが尊重される建付けとされている。 ● 現在における主要株主や主要な取引先等の業務執行者に過去に就いていたかどうかは重要であり、過去における主要株主等の業務執行者に現在就いているかどうか、また過去の親族関係を開示の対象とするものではない。²² ● 「当該会社を主要な取引先とする者」の具体例としては、当該会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが想定されている。²³ ● 他社から見て主要な取引先に該当するか否かは、独立役員として届出が行われる役員の業務執行者としての兼務先である企業に、直接照会を行なう等の方法で、合理的な範囲で確認を行なう必要がある。²⁴ ● 「当該会社の主要な取引先」とは、当該会社における事業等の意思決定に対して、親会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係がある取引先を指す（当該取引先との取引による売上高等が当該株式会社の売上高の相当部分を占めている相手、当該株式会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、いわゆるメインバンク等）。²⁵ ● 金融商品取引法に基づく会計監査による監査報酬は、原則として「多額の金銭その他の財産」に該当しないが、依頼人からの報酬への依存度の高さにより監査人の独立性に関して脅威が生ずる可能性があり²⁶、このような場合には、例外的に、監査報酬が「多額の金銭その他の財産」に該当することとなる。²⁷ ● 「重要」な者とは、左記cにおいては、各監査法人に所属する公認会計士や各法律事務所にも所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）を指し、左記c以外の業務執行者等については、それぞれの役員・部長クラスの者を指す。²⁸
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

²¹ 会社法施行規則 74 条 4 項 6 号、76 条 4 項 6 号

²² 施行規則第 211 条第 6 項第 5 号、第 226 条第 6 項第 5 号、記載要領 7 頁

²³ 記載要領 6 頁

²⁴ パブコメ項番 17、記載要領 6 頁

²⁵ 記載要領 6 頁

²⁶ 日本公認会計士協会「独立性に関する概念的枠組み適用指針」第 107 項以下

²⁷ パブコメ項番 16、記載要領 6 頁

²⁸ 記載要領 6 頁

<p>(2) 独立役員の指定理由として、独立役員の指定に至るまでの経緯や、第三者委員会等の指定プロセスを経ているかなど、その過程について併せて記載する必要がある。²⁹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣との利益相反に着目し、少数株主の利益保護を主眼として独立役員の選任が義務化された経緯からすれば、可能な限り経営陣の関与を排除した形で選任することが望ましいと考えられる（社外取締役・社外監査役で構成される第三者委員会を組成し、かかる委員会の諮問に基づき独立役員候補者を決定する等）。
<p>(3) 独立役員の確保の状況についての内容を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成 22 年 3 月 1 日以降に終了する事業年度にかかる定時株主総会（平成 22 年 6 月の定時株主総会）終了後遅滞なく東証に提出する必要がある。³⁰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立役員が存在しない場合は、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の予定を記載する必要がある。³¹

²⁹ 記載要領 7 頁

³⁰ 施行規則付則第 8 項

³¹ 記載要領 5 頁